

2007年5月24日 看護情報学授業ディスカッション記録

発表者：赤江麻衣子さん 「薬の個人輸入と看護師の役割」

<発表後の質問・感想>

Q：薬剤師は、この事についてどのような問題意識を持っているのだろうか？

A：薬剤師の問題意識についてはまだ調べていないが、個人輸入サイトの検索では出てこなかった。

厚生労働省や（薬液貿易振興財団？）などは情報を出していた。

日本臨床薬理学会も個人輸入については出していない。

Q：認可されていない薬を病院に持ってきても使えないのだろうか？

A：患者は持ってきた薬が未承認であることを知らないこともあるので、入院を機会に説明することで、患者に情報提供ができたと思う。

- ・ 実際に使用している現状があり、認可されている薬剤よりも、日本で認可されていない個人輸入薬を使った方が、気管支喘息の患児に効果があった事例もあり、一概に禁止することが難しい場合がある。
- ・ 未承認かどうかを知らないのは、看護師にも共通する点である。

Q：未承認薬を患者の判断で服用するのはいいが、病院が使用を許可することはできないのだろうか？

A：個人輸入している分には問題がないのではないかと個人的には考えている。

しかし、統合失調症などの方の場合は患者の判断力の低下や、他者とのかわりが持ちにくい場合では、看護者として患者に任せることへの責任はないのだろうか。

また、未承認の薬はネット上に大量にあるが、情報ソースによっては記載の中身が副作用、効能のどちらかに偏っているため注意が必要である。

<私たち看護職が、積極的に薬品の個人輸入に関する情報を発信することは可能か？>

Q：患者の生活をよく知っている看護職などが未承認薬の情報提供をしている情報が載っているものはないのだろうか？・・・やはり看護職の立場で書くのは難しいのか。

Q：看護職が薬の情報を、インターネット上などに載せるのは構わないのか？

A：薬事法を確認しなければならないので、後日調べます。

Q：インターネット上で、未承認薬の使用等について注意喚起しているのは誰か？

A：様々なサイトで輸入に関しての同意や注意書きはあるが、薬の使用についての注意はあまり記載が無く、しかも記載責任者がはっきりしないものもある。

- ・ 注意喚起されていても、海外での EBM は明らかで、逆にそれを日本でいち早く使用することが病院の宣伝やサービス上の強みになることも考えられるのではないか。
- ・ 看護師が薬の情報をネット上などに記載することで、副作用時などの責任や訴訟問題に発展することを考えると、情報を提示しない方がいいのかもしれない。しかし、患者のことを考えると、実際にはどうすればいいのか迷ってしまう。
- ・ 実害が出ていることを知っているならば、看護師はやはり情報を提供しなくてはいけないと思う。

- ・ 「おくすり ひらかた」の Q&A の情報を見ても、薬を必要としている患者がこの内容を読んで、服用を止めるとは考えにくい。

<中山先生からのアドバイス>

- ・ H17 年から厚生労働省で「未承認薬事検討会」ができて検討をされている。未承認薬の定義の中でも、欧米諸国で承認されているものと、全くそうではないものが混在している現状である。
- ・ 個人輸入が簡単にできる現実から、医療者は流通しているものについては、少なくとも把握しておく必要がある。「オルタナティブメディスン」の考え方からも、日常的に情報を提供できる状況にしておくことが必要である。また、看護職はいろいろな場面でそのような薬を使っている情報を知る機会があるので、得た情報についての問題提起をしていく役割があるのではないか。
- ・ テレビの報道番組の制作内容には、薬物依存者が最後には立ち直るような終わり方をするものが多いので、視聴者への影響を考えると問題がある。
- ・ どこにどのようなアンダーグラウンド情報があるのかを、看護師自身が知っておく必要がある。

<情報学の豆知識>

- ・ 政府関係施設のサイトを調べる時は「ドメインネーム：site. go. jp」などで簡単に検索できる。（その他、都道府県や学校なども同様の使い方で検索できる）